

学校いじめ防止基本方針

東京家政大学附属女子中学校・高等学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことが出来るよう、学校の内外を問わず、いじめを防止するための対策を早期発見・早期対応を基本とし策定する。

1. いじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を優先する。
- (2) いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる生徒はいない。学校は、生徒をいじめの問題にかかわる対象ととらえ、いじめは絶対に許されないことを自覚するよう指導する。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、学校として保護者や関係機関と連携し、教職員が一丸となって組織的に問題解決に取り組み対応する。

2. いじめ防止に関する学校の組織について

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒・保護者支援部部長、養護教諭、
スクールカウンセラー、学年主任及び教員、その他校長が必要と認める者（保護者・関係者等）

(2) 「学校いじめ対策委員会」構内組織等の位置付け等

生徒・保護者支援部部長、学年主任を「学校いじめ対策委員会」メンバーに位置付け、
緊密かつ組織的な対応を行う。

3. いじめの未然防止について

(1) いじめ防止の環境づくり

- ・ 生徒の生活状況の把握（学年会・主任会・校長面談、学校運営連絡協議会）
- ・ 相談体制の充実（カウンセリング室の常時開設・個人面談の実施）
- ・ インターネットによるいじめ防止のための取り組み

(2)「わかる授業」の展開

- ・生徒による授業評価を年2回実施する。
- ・校内研修の充実を図る。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳の授業とともに自尊感情・自己肯定感を高める取り組みをする。
- ・異学年交流の充実を図る。(生徒会活動・運動会・文化祭等)

(4) いじめ防止の啓発活動

- ・集会等で、いじめ防止を訴える企画を実施する。
- ・人権作文等への応募をする。

(5) 指導方針等の周知

- ・学校は、いじめに対して厳正に対応することを生徒及び保護者に周知する。
- ・学校は、いじめの軽重にかかわらず、全教職員での情報の共有化を図る。
- ・学校は、いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から、警察等の機関と必要に応じて連携した対応をとる。また、このことを生徒及び家庭へ周知する。

4. いじめの早期発見と相談・通報について

(1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談の実施

- ・生徒及び保護者対象のアンケート調査を実施し、結果を分析する。
- ・保護者面談や学級懇談を活用し、いじめの早期発見・相談に努める。

(2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察

- ・授業時間・休み時間・放課後等の観察
- ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに学校いじめ対策委員会では情報を共有する。

(3) いじめに関する窓口の常設

- ・学校いじめ対策委員会の日常的な相談・対応の窓口としての活動を推進する。
- ・全職員自身がいじめに関する窓口であるという認識を持つようにするとともに、生徒及び保護者に対して、全職員自身がいじめに関する窓口であることを自覚する。
- ・生徒がいじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対応できるように、「いじめ相談室(Tel 03-3961-5236)」の存在を保護者を含め、周知する。

(4) いじめ早期発見と対応に関する研修の実施

- ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
- ・事案検討委員会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
- ・アンケートの定期実施をし、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことで、早期解決を目指す。

5. いじめが疑われる場合の対応について

(1) いじめに関する訴え・情報があつた場合の初期対応

- ・学校は、いじめに関する訴えや情報を受けた場合、その内容を直ちに重く受け止め、速やかに関係者への聞き取り等を通じて事実関係の確認を行う。
- ・いじめの有無が確定していない段階であっても、生徒の生命・身体の安全確保を最優先とし、必要な措置を講じる。
- ・聞き取りや状況確認を踏まえ、学校いじめ対策委員会において、いじめに該当するかどうかを慎重に判断する。
- ・いじめと認定した場合は、速やかに本基本方針に基づき対応を進める。

(2) いじめにかかわる聞き取り

- ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、その周辺にいたと思われる生徒個々から、学校いじめ対策委員会と担任等が状況を聞き取り、記録に残す。
聞き取り内容に齟齬があつた場合は、改めて聞き取りを行い、事実確認を行う。なお、聞き取り時には生徒の心身状態の把握に努め、適切な対応を行う。

(3) いじめを受けた生徒の安心安全確保と支援体制の構築

- ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考慮しながら、学校いじめ対策委員会は安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼等）を検討し、すぐに実行する。
- ・学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるために支援体制（校内いじめ防止対策委員が中心になって、担任等とともに、指導・相談体制・監視等）を、いじめを受けた生徒とその保護者の了解のもと、すぐに構築する。

(4) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・学校いじめ対策委員会は、関係生徒の保護者への当該いじめ事案に関わる事実を連絡するとともに、家庭の協力を依頼する。（いじめを受けた生徒の保護者への学校管理化におけるいじめを防げなかったことへの説明等を含む。）
- ・学校いじめ対策委員会は、必要に応じて、関係機関への協力を要請する。

(5) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援

- ・学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談が出来るようにする。
- ・学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた生徒及びその保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(6) 再発防止のための指導・啓発

① いじめを受けた生徒へ

- ・学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために。養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談が出来ることを積極的に声掛けする。
- ・学校いじめ対策委員会は、いじめを行った生徒からいじめを受けないように措置をするとともに、同じ生徒からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、学校いじめ対策委員会へすぐ知らせるようにするとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするということをはっきりと伝える。

② いじめを行った生徒へ

- ・学校いじめ対策委員会は、「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・学校いじめ対策委員会は、いじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関への連絡をすることを、当該生徒の保護者に連絡することをしっかり伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取り組みも行う。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、いじめを行った生徒の人格等を否定するものではない。学校いじめ対策委員会は、当該生徒のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談が出来ることを積極的に声掛けする。

③ 周囲の生徒へ

- ・学校いじめ対策委員会は、「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる生徒はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全生徒と考える」ことを、生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅へ向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・学校いじめ対策委員会は、「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇気」について、相談、通報は適切な行為であり、いわゆる「チクリ」は卑怯な行為ではないと説明し、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(7) いじめ事案に関わる情報提供

- ・学校いじめ対策委員会は、いじめの状況によって、医療機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(8) 具体的ないじめの態様の例

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことと言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

6. 重大案件への対処について

(1) 重大案件とは

- ① いじめにより生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害をこうむった場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされているとき
 - ・概ね30日間を目安とする。

(2) 報告と対応

報告書内容：①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から ④どんないじめ

⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、
どんな結果になったか、今後の対応をどうするか（当該生徒
・その他の生徒・保護者等への対策を含む）

※いじめを受けた生徒の身体的状態によっては、事故報告書も提出する。

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→書面→教頭・校長の確認

学校いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全の確保を優先し、
「5. いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査

① 調査主体

学校いじめ対策委員会

② 調査方法

- ・いじめを行った生徒からの聞き取り
- ・関係した生徒、見ていた生徒等からの聞き取り
- ・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

③ 調査内容

i：いつ（いつ頃から） ii：誰が iii：誰から iv：どんな
v：いじめを生んだ背景・事情
vi：生徒の人間関係 vii：認知後の学校の対応 等

7. 校内における研修体制

- ・ いじめの未然防止に関する研修（いじめに関する実態把握含め）
- ・ いじめ対応に関する研修
- ・ 自尊感情や自己肯定感を高める研修
- ・ 教育相談体制に関する研修
- ・ いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針等の周知等に関する研修

8. 公表、点検、評価等について

（1）学校いじめ防止基本方針の公表

- ・ 学校のホームページに学校いじめ防止基本方針を掲載する。
- ・ PTA 総会・懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。

（2）いじめ事案への取り組みの評価・分析

- ・ 生徒及び保護者対象のアンケート調査を実施するとともに、結果を集計し分析する。
- ・ いじめ防止についての取り組み結果を集計し分析する。

（3）学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・ 学校のホームページ等から学校いじめ防止基本方針に対する意見を求める。
- ・ 生徒及び保護者対象のアンケート調査の分析やいじめ事案への取組についての成果と課題をもとに、学校いじめ防止基本方針を見直す。

9. その他

- （1）この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他、「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は、学校いじめ対策委員会が中心となり、校内で十分に検討し、校長の責任において定める。
- （2）この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は、改定日を掲載し、改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は令和7年10月1日から施行する。